

令和4年第3回大町町議会（定例会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年6月6日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和4年6月6日	午前9時30分	議長	三谷英史	
	散会	令和4年6月6日	午前9時55分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 7名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	△	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	5番	三根和之	6番	武村妃呂子		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	古賀直		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	古賀壯	生活環境課長	前山正生		
	町民課長	吉村秀彦	子育て・健康課長	森ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	藤瀬善徳				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和4年6月6日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案等の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議案第26号に対する質疑・討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は7名、欠席議員1名でございます。欠席議員は、3番山下議員、病
気療養のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、令和4年第3回
大町町議会定例会1日目は成立いたしました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、
教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につつま
しては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

閉会中の議会に関する諸報告は、別紙配付の報告書のとおりでございます。

以上で諸報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷英史君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番三根議員、6番武
村議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三谷英史君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、別紙配付の会期日程表のとおり、本日から6月15日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月15日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議案等の報告及び一括上程

○議長（三谷英史君）

日程第3. 今期定例会には、告知のとおり、町長提出の議案9件がございます。事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第20号から議案第28号までを一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明

○議長（三谷英史君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

本日、令和4年第3回大町町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、時節柄何かと御多用の中、御参集賜り厚くお礼を申し上げます。

議会冒頭に当たり、一言御挨拶を申し上げます。思い起こせば、令和2年が明けて、初めての新型コロナウイルス感染症が確認されてから、既に2年が過ぎました。その間、世界規模で拡大し、世界の感染者数は5億3,000万人を超えています。

日本ではおよそ895万人が感染、3万人を超える方々が亡くなられており、今も感染で苦しんでおられる皆様、医療スタッフの皆様に激励と、亡くなられた方々には安らかな御冥福をお祈り申し上げます。

新型コロナウイルスも昨年末からは、感染力の強いオミクロン株に変異し、佐賀県でも5

日付で延べ5万2,919人の感染が確認されており、若い人を中心に爆発的に感染が広がりました。

しかし、このところ世界中で感染者の減少傾向が見られ、ワクチン接種の広がりや、既に感染し、回復した人たちも多く、免疫獲得効果の可能性が要因とされる一方、検査数の縮小や季節的な要因なども挙げられています。

このような中で、疲弊する経済活動や社会活動が再開されつつあり、新たなウイズコロナへの対応が求められています。

ただ、感染者が減ってきているとはいえ、町民の皆様にはこれまでどおり3密を避け、マスクの着用、小まめな手洗い、換気などを心がけていただき、コロナウイルスは身近に存在していることを強く意識しながら、そして熱中症予防も含め、屋外などでは適時マスクを外すなど、健康には十分に留意し、ウイズコロナ時代をお過ごしいただきたいと思っています。

大町町としましても、町民お一人お一人が日々の暮らしの中で、感染予防を徹底していただくことにより、自らを守り、大切な家族や知人、隣人を守ることにつながる、そのような意味からも、引き続き町民の皆様にPRをしていきたいと思っております。

また、重症化のリスクの高い高齢者や18歳以上で基礎疾患のある方など、対象となられる町民の皆様への4回目のワクチン接種を積極的に進めていきたいと思っており、3回目接種後、5か月を過ぎた方に順次接種券をお送りしております。各御家庭に配付しますチラシをよく読んでいただき、早めの接種をお願いしたいというふうに思っております。

それから、コロナ禍の中、高騰する原油や物価に対し、地域経済の活性化と町民の皆様の負担軽減を目的に、町内で使えるプレミアム商品券を販売することとし、今回の補正予算で提案をしておりますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

さて、いよいよ6月に入り、これから本格的な暑さと、雨のシーズンを迎えます。大町町は、令和元年、そして令和3年と大きな水害に見舞われ、多くの皆様が被災をされました。私も無念で、断腸の思いで今日に至っております。改めて心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。これからもまだまだ気象変動に伴う自然災害、特に大雨災害の激甚化も指摘をされています。

地勢上、大町町は、近隣を含め大雨が降った場合、六角川上流域、あるいは町外の山麓からも大量の雨水が流入してきます。また、大町町に降った雨も下流域に流れ出します。そのため、六角川流域自治体との連携は非常に重要になります。

現在、今後の大雨に対する内水対策について、令和元年、令和3年の水害を念頭に、国、県、大町町、そして流域市町で、内水害対策への取組を取りまとめたところでございます。

それぞれが役割を果たし、一体となって、短期、中期、長期の取組をしっかりと実践していくことにより、人命を守り、そして大町町においては床上浸水ゼロを実現する、そういう目的が達成されるものと信じております。主な取組の内容については、近く町民の皆様にお示ししたいと考えております。

そして、間もなく本格的な雨季、台風シーズンに入ります。町民の皆様におかれましては、積極的な気象情報の取得に努めていただき、自助、共助、迅速な防災行動につながるよう備えをお願いいたします。私も令和元年、令和3年の大水害を忘れることなく、経験と教訓を生かし、職員共々気を引き締め、万々に備えていく所存でございます。御理解のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今定例会に提案します議案につきましては、さきに告知のとおり、専決処分の承認案件3件、条例案件1件、各会計別の令和4年度補正予算案件2件、議会の議決に付すべき契約案件2件、一部事務組合の規約変更案件1件の9議案を提案しております。

また、議案第26号につきましては、さきの議会運営委員会での説明のとおり、開会日に先議をお願いいたします。

なお、議会最終日には、固定資産評価員の人事案件を追加提案として上程させていただきたいと考えております。

これより各議案ごとに提案理由を申し上げます。

議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（大町町税条例等の一部を改正する条例について）。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日に施行されたことに伴い、大町町税条例等の一部を改正する必要がある、同改正について町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

主な内容としましては、住宅ローン控除の見直し、固定資産税の負担調整措置の見直しなどになります。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（大町町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例について）。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）が令和4年2月18日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大町町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある、同改正について町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容としましては、国民健康保険税の限度額の引上げを行ったものでございます。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（大町町新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例について）。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日に施行されたことに伴い、大町町税条例等の一部を改正する必要がある、同改正について町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

議案第23号 大町町総合福祉基金条例の制定について。

本議案につきましては、本町における高齢者福祉施策、障害者福祉施策及びその他の福祉施策の推進を図るために実施する事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

議案第24号 令和4年度大町町一般会計補正予算（第1号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億3,597万5千円を追加し、予算総額は57億3,397万5千円となっております。

歳入の主なものとしては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,922万7千円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業国庫補助金434万円、福祉指定寄付金1,000万円、ふるさと応援寄附金基金繰入金1億2,659万9千円、公共施設整備基金繰入金220万円、コミュニティ事業助成金740万円などを追加し、財政調整基金繰入金1,217万1千円を減額しております。

歳出の主なものにつきましては、公共施設等総合管理計画策定業務委託料363万円、コミュニティ助成事業費補助金740万円、大町町さが暮らしスタート支援事業補助金300万円、ふるさと応援寄附金謝礼品8,310万円、プレミアム付商品券配布事業2億5,695万2千円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業434万円、磯路町火災跡地登記事務委託料170万8千円、新型コロナワクチン接種事業964万4千円、大町町地域経済防災力強化支援事業費補助金3,000

万円などを追加しております。

議案第25号 令和4年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ62万9千円を増額し、予算総額は9億7,192万8千円となっております。

歳入につきましては、県支出金62万9千円を追加しており、歳出の主なものにつきましては、傷病手当金49万9千円、特定健診受け得事業賞品13万円を追加しております。

議案第26号 令和4年度おおまち情報プラザ改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

本議案につきましては、令和4年度おおまち情報プラザ改修工事の請負契約を締結しようとするもので、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第27号 令和4年度大町町総合福祉保健センター空調設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

本議案につきましては、令和4年度大町町総合福祉保健センター空調設備更新工事の請負契約を締結しようとするもので、予定価格が5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第28号 佐賀県市町総合事務組合格約の変更について。

本議案につきましては、令和4年4月1日付で、「杵東地区衛生処理場組合」の名称が「杵島地区衛生処理組合」に変更されたことに伴い、佐賀県市町総合事務組合格約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、9議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三谷英史君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第26号に対する質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

日程第5．議案第26号については、議会運営委員会において先議することとされましたので、これより議案第26号に対する質疑、討論、採決を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第26号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。
議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前9時55分 散会